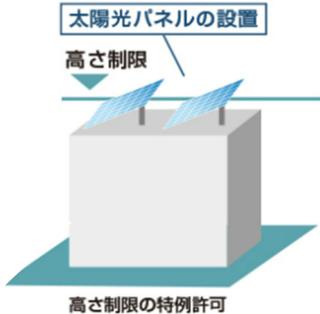
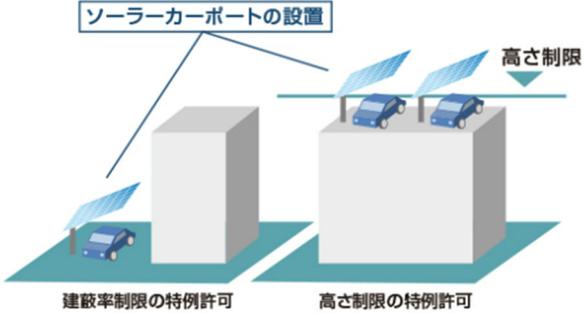


# 再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための 形態規制の緩和に関する許可基準策定の意見公募について

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」の一部施行により、建築基準法（以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）が改正され、再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ設備」という。）の設置促進のための形態規制に関する特例許可制度が創設されました。これに伴い、本市における各制限の許可基準を策定します。

つきましては、広く市民の皆様から、当該許可基準の策定に関する意見を公募します。

## 1 制度の概要

根拠法令	建築基準法	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
対象区域	横浜市全域	建築物再生可能エネルギー利用促進区域 (横浜市全域)
対象建築物	既存建築物	新築建築物及び既存建築物
目的	再エネ設備の設置の促進	同左
工事のイメージ	<p style="text-align: center;">再エネ設備の設置</p>  <p style="text-align: center;">高さ制限の特例許可</p> <p><small>出典：国土交通省ホームページ「建築物再生可能エネルギー利用促進区域（建築物再エネ促進区域）について」</small></p>	<p style="text-align: center;">再エネ設備の設置</p>  <p style="text-align: center;">建蔽率制限の特例許可      高さ制限の特例許可</p> <p><small>出典：国土交通省ホームページ「建築物再生可能エネルギー利用促進区域（建築物再エネ促進区域）について」</small></p>
許可項目	<p style="text-align: center;">法第55条（高さ） 法第58条（高度地区）</p>	<p style="text-align: center;">法第52条（容積率） 法第53条（建蔽率） 法第55条（高さ） 法第58条（高度地区）</p>
許可要件	<p style="text-align: center;"><u>各条文の趣旨上支障がない、</u> かつ、<u>構造上やむを得ない場合</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>各条文の趣旨上支障がない、</u> かつ、<u>特例適用要件※に適合する建築物</u></p>

※特例適用要件（横浜市の建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）（令和6年1月市民意見募集実施））

- ・再エネ促進区域内で新築又は増築を行う建築物であること。
- ・太陽光発電設備又は太陽熱利用設備を設置する建築物とする。なお、再エネ設備を架台等に設置する場合、当該架台等の下部は、原則として屋内的用途（自動車車庫等を除く。）に供しないものとする。

## 2 許可基準の概要

法に基づき、以下のとおり、本市における許可基準を策定します。

許可条文	容積率 (法第 52 条第 14 項第 3 号)	建蔽率 (法第 53 条第 5 項第 4 号)	高さ (法第 55 条第 3 項)	高度地区 (法第 58 条第 2 項)
緩和対象部分	<p>(1) 架台等に太陽光発電設備等を設置し、又は架台等を太陽光発電設備等として使用し、架台等の下部を次のいずれかとするもののうち、太陽光発電設備等を設置した部分の水平投影面積で建蔽率又は容積率の限度を超える部分（建蔽率の場合はイを除く。）</p> <p>ア メンテナンス等を除いて人が立ち入らず、屋内的用途に供しないもの</p> <p>イ 通常であれば屋外的な用途で、かつ、交通負荷が増大しないもの</p> <p>ウ 自動車車庫又は自転車駐車場</p>		<p>(1) 次のいずれかに掲げるもののうち、太陽光発電設備等、架台等又は目隠しの部分で、高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さを除く。）の限度を超える部分</p> <p>ア 屋根を太陽光発電設備等として使用するもの</p> <p>イ 太陽光発電設備等を屋根に設置するもの</p> <p>ウ 架台等に太陽光発電設備等を設置し、又は架台等を太陽光発電設備等として使用し、架台等の下部を次のいずれかとするもの（一低専及び二低専の場合は除く。）</p> <p>ア メンテナンス等を除いて人が立ち入らず、屋内的用途に供しないもの</p> <p>イ 通常であれば屋外的な用途で、かつ、交通負荷が増大しないもの</p> <p>ウ 自動車車庫又は自転車駐車場</p> <p>エ 地域まちづくり計画等及び横浜市の条例への整合のために設置する目隠し</p>	
	<p>(2) 建築物内に太陽光発電設備等を設置する建築物又は建築物の部分のうち、独立した区画をなす必要最小限の部分で、容積率の限度を超える部分</p>	—		
緩和の限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>緩和後の容積率は、(1)のうち屋根に設置するもの又は(2)の場合、『基準容積率×1.25倍』</li> <li>緩和後の容積率は、(1)のうち地上に設置する場合、『基準容積率+1/10』</li> </ul>	緩和後の建蔽率は、『基準建蔽率+1/10』	緩和後の高さは、『法第 55 条で定める高さの限度+3.5m』	緩和後の高さは、『高度地区で定める高さの最高限度+3.5m』
要件・条件	<p>【地上に設置する場合に適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離を 3 m 以上確保し、又は不燃材料で造り、覆い、若しくはふくこと。</li> <li>道路等に通ずる幅員 75cm 以上の通路を確保すること。</li> <li>太陽光発電設備等を設置する架台等は、高い開放性を有する構造とすること。</li> </ul>			—
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>緩和対象であることや他の用途への転用ができない旨の明示をし、報告をすること。</li> <li>建築主等は、設備等を適切に維持管理すること。</li> <li>設備等の入れ替えの際は、本許可基準に適合する設備等を選定すること。</li> <li>契約書等に緩和対象であることや他の用途への転用ができない旨を明記すること。</li> </ul>			

## 3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日（予定）

## 4 意見公募要領

### ＜意見公募期間＞

令和6年8月15日（木）から令和6年9月13日（金）まで

（必着、郵送の場合は当日消印有効）

### ＜意見の提出方法＞

別添の意見投稿用紙に氏名、住所、連絡先（電話番号または電子メールアドレス）をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

① 電子メール kc-kkikengkoubo@city.yokohama.jp

横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて

② FAX 045-550-3568

③ 郵送又は持参 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて

（持参の場合は、平日8：45～17：15 ※昼休み12：00～13：00は除く。）

### ＜その他の注意事項＞

- ① いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② いただいたご意見の内容は、氏名・住所・電話番号及び電子メールアドレスを除き、横浜市ホームページで公開します。
- ③ ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった本意見公募に関する業務にのみ利用します。

### ＜問合せ先＞

横浜市 建築局 建築企画課 建築企画担当 電話：045-671-2933